

(2) 債務者の住所が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用（優先債権等の金額を含むと考えてよい。）をこえないと認められるときその他これに類するとき。

「これに類するとき」とは、債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと認められるとき等の場合である。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

「取立てに要する費用」とは、督促状の郵便料や臨宅督促に要する費用等取立てに要する直接経費のことで、強制執行に要する費用までは含まれないと解される。

エ 部局の長は、徴収停止の措置をとろうとするときは、知事の承認を受けなければならないとされた（規程第10条第1項）こと。

オ 徴収停止の措置をとった債権について、債務者の資産状況の好転等により前述ウに該当しなくなったときは、遅滞なく徴収停止の取消しをしなければならないものである（規程第11条第1項）こと。

カ 部局の長は、徴収停止又は徴収停止の取消しの措置をとったときは、債権管理簿にその旨を表示するとともに、徴収停止整理簿に記載しなければならないものである（規程第10条第2項、第11条第2項）こと。

### ⑬ 履行期限を延長する特約又は処分

履行期限を延長する特約又は処分とは、契約又は行政処分によって定められている履行期限を事後において延長することである。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 3 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 6
- ・ 債権管理規程 12 条ないし 14 条
- ・ 債権の管理について第 2・6

**【法令等の内容】****◆地方自治法**

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

**◆地方自治法施行令**

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるた

め、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

#### ◆債権管理規程

（履行延期の特約等の手続）

第12条 部局の長は、その所管に属する債権について令第171条の6の規定により履行期限を延長する特約又は処分をするときは、債務者からの履行延期申請書（様式第3号）に基づいて行うものとする。

2 部局の長は、前項の履行延期申請書の提出を受けた場合において、令第171条の6第1項各号に掲げる場合の一に該当し、かつ、履行延期の特約等をすることが債権の管理上で必要であると認めるときは、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載した書類に当該申請書又

はその写し、その他の関係書類を添え、知事の承認を受けなければならない。

3 部局の長は、前項の場合において、当該申請書の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人（保証人となるべき者を含む。）に対し、法令又は契約に定めがある場合を除き、その承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行うものとする。

4 部局の長は、履行延期の特約等をする場合において、債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対し、期限を付して次の各号に掲げる事項のうち必要な行為をさせるものとする。

(1) 担保の提供（保証人の保証を含む。）、増担保の提供、保証人の変更その他担保の変更をすること。

(2) 債務名義の取得のために必要な行為をすること。

(3) 債務証書（様式第4号）を提出すること。

5 部局の長は、履行延期の特約等をする場合には、履行延期承認通知書（様式第5号）を債務者に送付しなければならない。この場合において、当該通知書には必要に応じ指定する期限までに担保の提供等債務名義の取得のため必要な行為又は債務証書の提出がなかったときは、その承認を取消すことがある旨を附記しなければならない。

（延納利息）

第13条 部局の長は、履行延期の特約等をする場合には、利息（以下「延納利息」という。）を附するものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合には、延納利息を附さないことができる。

- (1) 履行延期の特約等をする債権が令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号（債務者が無資力又はこれに近い状態）に該当する場合
- (2) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を附することになっているものである場合
- (3) 履行延期の特約等をする債権が利息，延滞金その他一定期間に応じて附する加算金に係る債権である場合
- (4) 履行延期の特約等をする債権の金額が 1000 円未満である場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか，債権の性質その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 延納利息の率は，国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率とする，ただし，この率によることが著しく不適當である場合には，その率を下る率によることができる。

（履行延期の特約等の解除又は取消し）

第 14 条 部局の長は，履行延期の特約等をした債権について債務者の責に帰すべき事由により第 12 条第 4 項に規定する担保の提供等，債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出が同項に規定する期限までになかったときは，直ちに履行延期の特約等の解除又は取消しを行い，その旨を当該債務者に通知しなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

6 履行延期の特約又は処分

ア 履行期限を延長する特約又は処分とは，契約又は行政処分によって定められている履行期限を事後において延長することであり，債権発生の原因となる契約を

締結する時において行う延納の特約とは異なるものであること。「契約」と「処分」とを区別したのは契約により発生した債権については契約により、行政処分により発生した債権については行政処分により履行期限を延長するものであること。

イ 強制徴収により徴収する債権については、履行期限を延長することができないものであること。

ウ 履行延期の特約又は処分をするときは、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができること。

エ 履行期限後においても履行延期の特約又は処分をすることができるものとされているが、この場合には既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（主として延納利息、加算金等）は、履行期限を延長するまでの分を徴収しなければならないとされている（令第171条の6第2項）こと。

オ 履行延期の特約又は処分をすることができる場合は、次のとおりである（令第171条の6第1項）こと。

（1）債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

（2）債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつその現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

（3）債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

（4）損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し(1)から(4)までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

カ 履行延期の特約又は処分をするときは

(1) 原則として延納利息を附するものである(規程第13条)こと。

(2) 必要があると認められるときは、担保の提供、債務証書(規程様式第4号)の提出又は債務名義の取得手続を債務者に対して求めなければならない(規程第12条第4項)こと。

これらの手続については、具体的なケースごとに債務者から履行延期申請書の提出を受ける際に十分検討し、その処理に遺憾のないよう特に注意されたい。

キ 履行延期の特約又は処分は、債務者からの申請に基づいて行うべきもの(規程第12条第1項)であり、その履行延期申請書の様式が定められた(規程様式第3号)こと。

ク 部局の長は、履行延期の特約又は処分をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこととされた(規程第12条第2項)こと。

ケ 履行延期の特約又は処分は、履行延期承認通知書(規程様式第5号)により債務者に通知しなければならないこととされた(規程第12条第5項)こと。

コ 履行延期の特約等の解除又は取消しについて定められた(規程第14条)こと。

**⑭ 時効の完成（援用含む）**

債権について消滅時効が完成したとき（時効の援用が必要な債権については、援用の意思表示がされたとき）は、不納欠損処分として整理することになる。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・財務規則 42 条の 2
- ・債権管理規程 16 条
- ・債権の管理について第 2・4・エ，第 3・1

**【法令等の内容】****◆財務規則**

（不納欠損処分）

第 42 条の 2 歳入徴収者は、歳入に係る債権を不納欠損処分するときは、不納欠損処分決議書兼通知書（様式第 19 号の 3）により決議し、債権管理簿及び歳入徴収簿に登記するとともに、会計管理者等に通知しなければならない。

**◆債権管理規程**

（不納欠損処分）

第 16 条 部局の長は、その所管に属する債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき、令第 171 条の 7 の規定により免除をしたとき、又は債務者である法人の清算が終了したこと等により債務が消滅したときは、不納欠損として整理しなければならない。

2 部局の長は、前項の場合においては、債権管理簿及び第 10 条に規定する徴収停止の措置をとったものにあつては徴収停止整理簿に「時効完成」、「権利放棄」、「免除」、「清算終了」等の表示をしなければならない。



## ◆債権の管理について

## 第2 債権の管理に関する事項

## 4 債権の申出その他保全措置

エ 時効については、とくに次の諸点の留意されたいこと。

(1) 公法上の債権（補助金の返還金に係る債権等を含む。）の消滅時効は5年とされた（法第236条第1項）こと。

私法上の債権の消滅時効については、民法その他それぞれの法律の定めるところによるものであること。

(2) 時効の援用を要せず、また時効の利益を放棄することができないとされた（法第236条2項）こと。

「時効の利益の放棄」とは、時効の利益を受けることをいさぎよしとしないで真実の権利関係を認めようとする者の意思を認めようとする制度であるが、県の債権について時効の利益を放棄してもしなくても良いとすることは、県の債権を不確実にするため、確定的に時効の利益を受けるべきことを明定したものである。

「時効の援用」とは、時効によって利益を受ける者が時効の利益を受けようとする単独行為であり（民法第145条）、時効の利益を受けることを拒絶することもできるので、時効により利益を受ける者の意思を確定的に表示させるため、かかる制度が設けられているのであるが、時効の利益放棄を禁じているので県の債権については時効の援用を必要としないこととしたのである。

(3) 県が行う納入の通知又は督促に民法の特例として絶対的な時効中断の効力が認められた（法第236条第4項）こと。

「納入の通知」とは、法第231条の規定による納入の通知（規則第22

条) のことで、民法上の催告に該当するものである。民法上催告は、6箇月以内に裁判上の請求、差押等の裁判手続をしなければ、時効中断の効力を有しない(民法第153条)が、県の納入の通知は裁判手続を要件とせずに時効中断の効力を有するものである。

「督促」とは、前述の法第231条の3第1項及び令第171条の規定によるもののほか、国民健康保険法(第79条第1項)、道路法(第73条第1項)、海岸法(第35条第1項)等他の法令の規定によりする催告をも含むものである。

なお、納入通知及び督促が時効中断の効力を有するのは、最初の1回に限られることに注意しなければならないこと。

(4) 上述のとおり、時効に関する制度が改正されたが、この新制度は、昭和39年4月1日にすでに進行を開始している県の徴収金及び支払金の時効については適用がないことに注意せられたいこと。

(5) 時効中断のためにとるべき措置としては、さきに通知(昭和36年8月8日付)36財第348号)したところであるが、「債務の承認」が最も手軽で確実な方法であると考えられること。

### 第3 その他の事項

- 1 債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令第171条の7の規程により免除したときは、不納欠損処分として整理するものとされた(規程第16条)こと。

#### ⑮ 放棄

履行期限までに履行されない債権のうち、法令等に基づき適切な債権管理を行っても回収困難な事情があり、かつ、消滅時効に係る時効期間が経過しその援用に係

る債務者の意思が確認できない場合など、一定の要件を満たす場合には、地方自治法 96 条第 1 項 10 号に規定する権利の放棄に係る議決を求めることができる。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 96 条第 1 項 10 号
- ・ 債権管理規程 16 条
- ・ 債権の管理について第 3・1
- ・ 権利の放棄に係る議決を求める基準

#### 【法令等の内容】

##### ◆地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

##### ◆債権管理規程

(不納欠損処分)

第 16 条 部局の長は、その所管に属する債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき、令第 171 条の 7 の規定により免除をしたとき、又は債務者である法人の清算が終了したこと等により債務が消滅したときは、不納欠損として整理しなければならない。

##### ◆債権の管理について

第 3 その他の事項

- 1 債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令第 171 条の 7 の規程により免除したときは、不納欠損処分として整理するものとされた(規程第 16 条) こと。

## ◆権利の放棄に係る議決を求める基準

## 1 基準

履行期限までに履行されない私法上の債権(以下1において「未収金」という。)のうち、法令や長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)、長崎県債権管理規定(昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知)、債権の管理について(昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知)等に基づき適切な債権管理を行った結果、次の基準を満たすと認められ、かつ、消滅時効に係る時効期間が経過しその援用に係る債務者の意思が確認できない場合、地方自治法第96条第1項第10号に規定する権利の放棄に係る議決(以下「権利放棄の議決」という。)を求めるものとする。

ただし、(1)③又は④に該当する場合は、時効期間の経過を要しないものとする。

## (1) 個人

権利放棄の議決を求める要件

次の各号(①～⑤)のいずれかに該当する場合とする。

① 債務者の所在が不明であり、かつ、債務者に財産がないこと(以下の基準に該当する場合。)又は調査を行っても不明であること。

## a 不動産

・住所地の不動産(土地・建物)を所有していないこと。

ただし、事案によっては、過去の住所地等においても同様であること。

・所有している場合においては、他の債権が優先し、配当見込がないこと  
又は明らかに換価価値がないと認められること。

## b 自動車(軽自動車を含む)

・所有権留保が付いており、残債務があること。

- ・明らかに換価価値がないと認められること。
  - c 給与等
    - ・聴き取り調査等から勤務実態が確認できないこと。
  - d 動産類
    - ・臨戸により換価性の高い財産がないと推認されること。
- ② 債務者が著しい生活困窮状態にあり、債務者に財産がないと認められること。
- ③ 債務者が死亡し、相続人がないとき又はその有無が明らかでないときで、相続財産がないこと又は相続財産が相続財産法人の手続費用にも満たないこと。
- ④ 破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたこと。
- 債務者から裁判所の免責決定の写し等の提出を求めて確認すること。
- ⑤ 現地調査及び強制執行申立に要する費用が未収金の額を超えると認められること。

## (2) 法人

権利放棄の議決を決める要件

次の各号（①～③）のいずれかに該当する場合とする。

- ① 事業を休止し、将来再開の見込が全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用に満たないと認められること。
- ② 債務者が所在不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用に満たないと認められること。
- ③ 現地調査及び強制執行申立に要する費用が未収金の額を超えると認められること。

**⑯ 免除**

履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初にその処分又は特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来において弁済することができる見込みがないと認められる場合等には、その債権等を免除することができる。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法施行令 171 条の 7
- ・債権管理規程 15 条
- ・債権の管理について第 2・7

**【法令等の内容】****◆地方自治法施行令**

（免除）

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に

対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

#### ◆債権管理規程

(免除の手續)

第 15 条 部局の長は、その所管に係る債権について令第 171 条の 7 の規定により債権の免除をするときは、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。この場合において、同条第 2 項に規定する債権にあつては、同項後段に規定する条件を履行する旨の誓約書を徴するものとする。

2 部局の長は、前項の債権の免除の申請書の提出を受けた場合において、令第 171 条の 7 の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、その該当する理由及びやむを得ないと認める理由を記載した書類に当該申請書又はその写し、その他の関係書類を添え、知事の承認を受けなければならない。

3 第 12 条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

4 部局の長は、債権の免除をする場合には、免除する金額、免除の日付及び令第 171 条の 7 第 2 項に規定する債権にあつては、同項後段に規定する条件を明らかにした書面を債務者に送付しなければならない。

#### ◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

7 免除に関する事項

ア 免除は、債権消滅の 1 形態であつて（令第 171 条の 7）、この規定は法第 96 条第 1 項第 9 号に規定する「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定め」がある場合に該当するもので、権利の放棄に関する議会の議決は要

しないものであること。

イ 強制徴収により徴収する債権については、免除の措置をとることはできないものであること。

ウ 債権の免除をすることができるのは、次の場合であること。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初にその処分又は特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来において弁済することができる見込みがないと認められるときは、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（令第171条の7第1項）こと。

(2) 第三者に対する貸付けを目的とする貸付金に係る債権で当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについて、(1)と同様の事由が認められるときは、債務者が当該第三者に対する貸付金を免除することを条件に、その債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる（令第171条の7第2項）こと。

エ 債権の免除については、債務者からの書面による申請に基づかなければならないとされた（規程第15条第1項）こと。

オ 部局の長は、債権の免除の措置をとろうとするときは、知事の承認を受けなければならないものとされた（規程第15条第2項）こと。

カ 債権の免除については、免除する金額、免除の日付及び前述ウの(2)の場合にあっては、その条件を明らかにした書面によって債務者に通知しなければならないとされた（規程第15条第4項）こと。



## 第2 指摘事項・意見の検出

## 1 指摘事項・意見の定義

本監査において報告する「指摘事項」及び「意見」の定義は、以下のとおりである。

	定義
指摘事項	合規性・適法性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの。
意見	合規性・適法性に問題があるとまでは言えないが、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの。

なお、本監査においては、指摘事項・意見の他に、次のとおり定義する見解も述べているが、県に対し、是正・改善を求めるものではないので、本章では報告せず、「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」においてのみ報告する。

見解	現在の事務処理の方針・方法を否定するものではなく、是正・改善を求めるものでもないが、司法判断としては異なる解釈や見解があり得るなど、今後の助言として注意的に述べるもの。
----	--

## 2 指摘事項・意見の概要

本監査での指摘事項及び意見の概要は、以下のとおりである。なお、個別の指摘事項及び意見の詳細は、「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」に記載する。

## (1) 総括

各所管課の指摘事項等を報告するに先立ち、多くの所管課で見受けられた債権管理事務の問題点を総括的に報告する。

以下の問題点は、ほぼ全ての所管課に共通していることから、今回、監査対象となっていない債権管理についても同様の問題点を抱えているのではないかと懸念されるため、長崎県においては、これらの問題点について、全庁的に再検討されるよう求める。

## ア 債権管理簿の不備【指摘事項】

債権管理簿の作成は債権管理事務の基本であり、根幹である。特に、債権の時効管理にとって、債権管理簿に、債権の発生日や発生原因、収納状況等の情報を集約しておくことが重要である。

その重要性に鑑み、長崎県は昭和 42 年 10 月 1 日付けで総務部長名により通知された「債権の管理について」において、債権管理簿の記載事項を詳細に定めている。

にもかかわらず、本監査において、各所管課の債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を閲覧したが、ほとんどの債権管理簿は「債権の管理について」が定めている記載事項を満たしていなかった。

長崎県においては、全庁的に、債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を再検証し、「債権の管理について」が定める記載事項を満たすように改めるべきである。

#### イ 実務上の分割納付の安易な適用【指摘事項】

平成 27 年 9 月 15 日付け財政課長名で通知された「長崎県債権管理規程の運用について」3・(2)・③では、「法令に依拠しない、いわゆる実務上の取り扱いにより分割納付等を実施している所管課にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図る」とされているものの、本監査において、ほとんどの所管課が法令（地方自治法施行令 171 条の 6、債権管理規程第 12 条）が定める手続きを経ることなく、債務者の申し出により月額数千円といった少額の分割金の納付を受ける「いわゆる実務上の取り扱いによる分割納付」（以下「実務上の分割納付」という。また、「分納誓約」などと呼ばれることもある。）を適用していた。

この実務上の分割納付は、債務の弁済にかかる債務者からの誠実な意思であったとしても、法的位置づけが曖昧なものである。そのため、分割納付が履行されなかった場合に、債務者に履行を義務づける法的根拠が明確ではない。

したがって、実務上の分割納付は安易に適用しないよう、改めて周知、徹底すべきである。

#### ウ 保証人に対する適切な請求等の不実施【指摘事項】

地方自治法施行令 171 条の 2 によれば、普通地方公共団体の長は、債権について、地方自治法 231 条の 3 第 1 項等の規定による督促をした後相当の期間を経過しても履行されない場合、保証人が付いているときは、保証人に対して履行を請求しなければならない。

しかしながら、本監査において散見されたのが、主債務者が保証人に対する請求を拒んでいるからとか、主債務者が少額ではあるが分割納付を続けているため、等の理由により保証人への請求を速やかに行っていないケースである。結果、保証人が有名無実化してしまい、その担保的機能が全く働かなくなっている。

保証人を付した債権について、主債務者が履行しない場合には、速やかに保証人への請求を行うよう、周知、徹底すべきである。

エ 財産及び支払能力調査の不実施（不十分な調査を含む）【指摘事項】

「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①は、「地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う」としており、この方針は、長崎県債権管理規程4条の趣旨に照らせば、地方自治法等に基づかない分割納付、すなわち、上記実務上の分割納付であっても同様のはずである。

しかしながら、実務上の分割納付を適用している所管課において、監査人が適切と評価しうる財産調査を行っている所管課は皆無に等しく、債務者の自己申告した財産状況等を基に、安易に分割納付の適用を判断していた。

したがって、やむを得ず実務上の分割納付を適用する際にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①に従い適切な財産調査を行うべきである。

オ 相続人調査の不実施（不十分な調査を含む）【指摘事項】

債務者や連帯保証人等が死亡した場合に、十分な相続人調査を行わず、一部の知れたる相続人だけに請求を行ったり、分割納付の誓約を求めたりしている所管課が多く見受けられた。

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）のであるから、適切な相続人調査を行わないと、相続人の範囲や相続した債務額が明らかにはならない。

したがって、債務者等が死亡した場合には、速やかに適切な相続人調査を行うよう、周知、徹底すべきである。

(2) 各所管課の指摘事項及び意見 ( )

ア 企画振興部

① 政策企画課

【指摘事項】

概 要	
1	少額な分納を随時受けることになった経緯については、債権の管理上必要な事項である。契約と異なる納付方法となっている場合は、その経緯の概略を債権管理簿に記載しておくべきである。

【意見】

概 要	
1	経済的な理由から履行困難であると判断される場合は、令第171条の5第3号に基づく徴収停止の手續や、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約をするなど、催促の繰り返しによる行政資源の節約を図る方策を講じることが望ましい。
2	債務者が無資力ないしそれに近い状態で将来の履行の見込がないことが認められる場合は、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約を経た上で、令第171条の7第1項に基づく免除をするなど、将来にわたり行政資源の節約を図る措置を検討することが望ましい。

イ 県民生活部

② 生活衛生課

【指摘事項】

概 要	
1	法令に従い、徴収停止の手續を検討すべきである。

ウ 環境部

③ 廃棄物対策課

【意見】

概 要	
1	重要な資産である不動産については、債務者の前住所地に対しても調査を行うことが望ましい
2	複数の債権がある場合の充当の順序については、債務者はじめ対外的な理解を得るため、債務者の弁済の利益をどのように考慮したルールとしているのか、積極的に説明していくことが望ましい。

エ 福祉保健部

④ 福祉保健課

【指摘事項】

概 要	
1	長崎県債権管理規程に従い、債権管理簿に必要な記載事項を正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。
2	長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」に従い、同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、適正な債権管理を行うべきである。

3	債権管理に係る複数の資料等を集約し、債権管理簿上で債権管理に必要な情報を統合させ、適正な債権管理を行うべきである。
4	返還決定通知書等の債権の発生・消滅に係る処分証書については、少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続している期間内は、控えを資料として保管すべきである。
5	債権の時効管理を適切に行い、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。
6	相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。

## ⑤ 医療人材対策室

## 【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿は、長崎県債権管理規程5条が定める様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載したものにすべきである。
2	履行期限までに履行されなかった場合には、債務者等に対し、速やかに催告等を行うべきである
3	債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
4	債務者や連帯保証人から分納の申出を受けた場合は、速やかに返済計画書等を作成すべきである。
5	債務者等の支払能力に変化が生じた場合には、速やかに適切な資力調査を行うべきである。
6	県の債権が破産免責されるか否かについて再調査、再検討すべきである
7	履行期限までに弁済がなされなかった場合には、債務者に対し、速やかに催告等を行うべきである。
8	債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
9	自己破産手続をとるなど、債務者に返還困難な事情が生じた場合には、速やかに連帯保証人に対する請求等を行うべきである。

## ⑥ 障害福祉課

## 【指摘事項】

	概 要
1	「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。 分納を受けた場合は、債権の一部消滅であるから、消滅額を記載し、充当された債権を特定し、債権残高が分かるよう、債権管理簿に記載しておくべきである。
2	強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべきである。
3	保護措置等をとられた本人が費用負担義務者となる場合は、債権管理簿上、そのことを明らかにしておくべきである。
4	債務者から弁済されず、債務確認書も徴していない場合、滞納処分等の時効中断の手続をとっておくべきである。 公債権であるので、時効期間が経過しているものについては、速やかに不納欠損処分をすべきである。
5	強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべきである。
6	収入未済となっている債権については、証拠書類や交渉履歴等を確実に保管しておくべきである。
7	時効の起算点を明らかにする等のため、債権管理簿には初回の督促状発送日を記載しておくべきである。
8	年金受給権者の死亡により発生した過払年金の存在が判明した場合、できるだけ速やかに相続調査を行い、債務者となる相続人を確定し、当該相続人に対する返還請求を行うべきである。

## ⑦ 原爆被爆者援護課

## 【指摘事項】

	概 要
1	安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

## 【意見】

	概 要
1	今後発生する債権については、債権発生時、調定を行う時点で、法的根拠を明確にしつつ、債権の発生原因や債務者特定の調査を適切に行うことが望ましい。

## オ 子ども政策局

## ⑧ 子ども未来課

	概 要
	指摘事項及び意見は特にない。

## ⑨ 子ども家庭課

## 【指摘事項】

	概 要
1	同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、長崎県債権管理規程に従い正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。
2	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。
3	債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への督促等を行うべきである。
4	債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。
5	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。

## 【意見】

	概 要
1	長期間にわたり収入未済となっている債権で、保証人からの履行が期待できず、当事者からの時効援用に係る意思の確認ができないようなケースにおいては、「権利の放棄に係る議決を求める基準」に従い、必要に応じて財産調査等を行った上、権利の放棄等を検討することが望ましい。
2	自己破産手続を取った債務者に対しては、履行延期の手続をとり、その後の収入状況に変化がないようであれば債務免除の手続を取ることが望ましい。

カ 産業労働部

⑩ 経営支援課

【指摘事項】

	概 要
1	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者に対して速やかに督促手続を行うべきである。
2	債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
3	債務者や連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行うべきである。
4	債務者や連帯保証人と分納の取り決めをした際には、速やかに分納の条件を明らかにした返済計画書等を作成すべきである。また、返済計画書等は、署名押印を求めるなどして、作成名義が明らかとなる体裁で作成すべきである。
5	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。
6	債権の消滅時効の管理として、時効完成前に債務承認や裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

⑪ 雇用労働政策課

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿は、「債権の管理について」の定めに基づき、正確な記載を行うべきである。
2	相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な相続人の把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。



## キ 水産部

## ⑫ 水産経営課 (旧：漁政課)

## 【指摘事項】

	概 要
1	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
2	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
3	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
4	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、法定相続人を明らかにするとともに、相続放棄の有無を確認することによって、相続によって債務を負担する者及び各人が負担する債務額を明らかにすべきである。
5	法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。
6	連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等にかかわらず、画一的に行うべきである。
7	債務者又は連帯保証人の死亡が判明した場合には、死亡時に分納がなされているか否かにかかわらず、速やかに相続人調査を行うべきである。
8	債務者より償還計画に従った弁済がなされない場合、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。 連帯保証人が2名いる場合、連帯保証人ごとに対応を変えるべきではなく、弁済請求や催告は、いずれの連帯保証人に対しても、同様に行うべきある。 債務者が分納を誓約していたとしても、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」が定める事情が発生している場合には、連帯保証人に対して、弁済請求や催告を行うべきである。
9	法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。